

農業委員会だよい

編集/発行
本別農委
22-8125

品目横断的経営安定対策等研修会を開催

平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策並びに担い手への関連支援策について、農地行政を円滑に進めるとともに新対策の周知徹底を図るため、農業委員会の上部団体である北海道農業会議の橋本事務局長代理を講師に招き、農業委員・事務局・農林課職員が約3時間の研修会で講義を真剣に聞き、又、講師との意見交換をまじえながら様々な議論を展開しました。新対策になり収入が増える農家・減る農家は個々によって違いますが、平均すると品目対策のみでは7~8%の目減りが予想され、品目対策以外の担い手関連対策を有効に活用していく必要があると考えます。

農政の大転換と言われる新対策は、意欲と能力のある担い手への限定支援対策で、ある意味農業者の選別を促進するのですが、WTO農業交渉後の国際ルールは益々厳しさを増し農業構造改革がまたたなしの状況となっています。そこで研修会の内容をご紹介させていただきますので拝読願います。



講師の橋本代理



【品目横断的経営安定対策】

現在の対策は全ての農業者に品目毎(麦→麦作経営安定資金、大豆→大豆交付金、てん菜→調整金・交付金、澱粉原料用馬鈴薯→抱合せによる実需者負担)に助成されていましたが、新対策はWTO(世界貿易機関)農業交渉での国際ルールに基づき認定農業者や集落営農組織に限定された品目横断の対策に転換されます。

①諸外国との生産条件の不利補正対策(例えば諸外国との経営面積の違い等でその格差の保障として過去の生産実績に基づいた支払いく緑ゲタの対策)と当該年の生産量や品質に基づく支払いく黄ゲタの対策)があります)

②収入減少による影響緩和対策(例えば冷害・災害等で減収になった場合の支払いくならし対策)があります)

以上担い手に対し二通りの支援が講じられます

【その他・担い手の関連対策】

○担い手へのトータルサポートの実施

担い手支援のための経営相談・技術指導・農地の利調査などのサポート活動を実施

○制度資金の充実・強化

スーパーL資金・近代化資金の無利子化
無担保・無保証人によるクイック融資

○融資主体型補助の創設

地域の合意に基づき融資を活用した機械・施設の導入に際し融資残の自己負担分に対して補助

○担い手経営革新促進事業

農業経営の革新的なモデルに対して助成
特定対象農産物(米及び畑作4品)の作付拡大に必要な経費を一部助成

○担い手に対する新たな税制特例

農業経営基盤強化準備金(品目対策等の交付金を積立てし機械・施設を取得した場合)の創設

【担い手の育成・確保対策の推進】

品目横断的経営安定対策等を有効活用するため、昨年設立した「本別町農業担い手育成総合支援協議会」(構成団体:JA本別町・農民同盟・普及センター・町農林課・農業委員会)で、関係機関の連携・役割分担を図りながら認定農業者等の担い手に対して適切な支援・指導を行っていきます。

品目横断的経営安定対策及び関連対策Q&A

＜初級編＞

Q 1 : 新しい対策を導入する目的は何か？

A 1 : 農業従事者の高齢化・減少に伴い我が国の農業構造改革が急務であり、又、WTO国際規律に対応しうる担い手に対して経営の安定を図るために対策が必要となり、品目横断的経営安定対策へ転換することとなりました。

Q 2 : 新しい対策の対象者要件はどのようなものがありますか？

A 2 : 農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」と経営面積「10ha以上」が必須要件となっています。（面積特例と所得特例があります）

Q 3 : 新しい対策をもう少し詳しく教えてください？

A 3 : 緑ゲタ対策は平成16～18年度の麦・黄大豆・てん菜・澱粉原料用馬鈴薯の平均生産量に対し平成19年度から交付（固定）されます。

黄ゲタ対策は平成19年度以降の上記畑作4品の生産量・品質により交付（毎年変動）されます。

ナラシ対策は平成19年度以降の上記畑作4品が平年単収を大きく下回った時に、積立金（国3：1加入者）から交付されます。

＜中級編＞

Q 4 : 経営規模拡大や縮小したときの緑ゲタはどうなるの？

A 4 : 基本的には当事者間の合意により農地の権利移動に伴い移動できます。

①権利移動する農地の面積を超えて「緑ゲタ」を移すことはできません。

②権利移動により規模縮小する場合は縮小後の農地面積を超えて「緑ゲタ」を残すことはできません。

Q 5 : 新規就農者はもともと緑ゲタを持っていませんが？

A 5 : 緑ゲタを持っていた人から農地を取得した場合はQ4により適正な移動を行ってください。緑ゲタを持っていない人（酪農等）から農地を取得した場合は別メニュー（担い手経営革新促進事業）で支援を行います。

＜上級編＞

Q 6 : 担い手経営革新促進事業ってなあに？

A 6 : 畑作4品の作付拡大に絞って説明しますと助成対象になるのは・・・・

①平成17年産以降に農外から新規参入された方

②平成19年産以降に米の生産調整を強化された方

③平成19年産以降に経営規模を拡大された方

が対象となり、①新技術の導入②需要に応じた生産③良品質農産物の生産、の助成要件をクリアした方が助成対象となります。

なお、経営規模拡大をした方が品目対策で緑ゲタを適正に移動していない場合は助成対象から除外されますのでご注意願います。（緑ゲタの差額分）

Q 7 : 融資主体型補助の創設ってなあに？

A 7 : 「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」（長いので以降「実験事業」）といいます。機械や施設を導入する場合、資金借入残の自己負担分について取得価格の最大3割の助成（ポイントで融資率変動）を受けられます。実験事業の支援対象は認定農業者のみです。（平成19年度申込は終了しました）

連載第二弾【元気な女性の雑感】

勇足東3 鈴江 加世子さん

題名：ありがとう！お義母さん

1年の入院生活、退院して9ヵ月後の平成17年12月30日に77歳でお義母さんが亡くなり、昨年1周忌を終え改めて25年間のお義母さんとの生活を感謝しています。

家族経営協定・男女共同参画、嫁として、妻として、家族たちとどのような生活を過ごしていくか？など色々な講演を聴きましたが、私は結婚して5～6年は子育てや食事の支度等家の中で家事をさせてもらいました。その頃、嫁が家事だけというのは考えられなかつたことだったと思います。特別に話し合った訳でもありませんが、義母は「私は畠にいくから加世ちゃん頼むね！」と言われそのとおりしていました。朝から晩まで本当に働く人で、「身体の疲れを知らない人なのかしら？」とも思いました。又、人に対しても優しく、感謝をする心遣いも大変なものでした。4人の子供たちにも孫とは可愛いもののか誉めて誉めて優しく話します。あまりにも誉めすぎるので、私が「そんなことは当たり前のこと」と冷たく言葉をはさむと、子供たちが「むつ」とすることも度々で、そんな子供たちも社会人になり、「親に逆らえても、じいちゃん、ばあちゃんたちには逆らえない。」と話しがあり安心しました。小さい頃からのお義母さんたちの愛情がたっぷり身についているのでしょうか。



私も、女性部・はりきる会など色々と出かける機会が多いときも、「いいよ、いいよ。」と言つて笑顔で送り出してくれました。感謝です。家族協定、良く話し合つて、自分の意見を聞いてもらいましょう。と言われていますが、相手を思いやる心が一番ではないでしょうか。自然体で…。農家の場合は特に。いつの日か私も「お義母さん」と呼ばれる時が来ると思いますが…？

農業委員会からのお知らせ

農業委員会では、本別町在住の元気な農業女性の原稿を募集しています。題材は自由（雑感）ですが応募多数の場合は広報委員会で掲載順を決めさせて頂きます。ご応募いただける方は農業委員会事務局(Tel22-8125)まで連絡を！

「ありがとう！」「おいしかったよ！」とよく言ってくれた言葉が、私は素直にどれくらい言えるか判りませんが、家族への感謝の気持ちは一杯です。

今年も、農作業・はりきる母さんの会等で家を空けることもありますが宜しくお願ひします。頑張ります。

老後生活の安心はやっぱり農年

日本人の65歳の方の平均余命は、男性で83歳(18年間)女性で88歳(23年間)であるとのデータがでています。

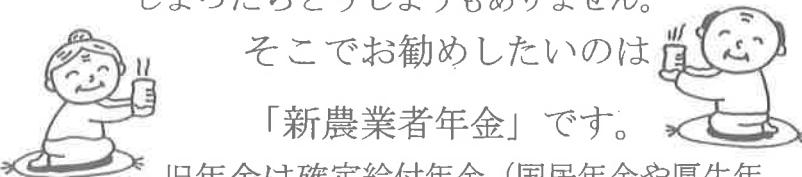
この20年間の老後を健康でゆとりのある生活を過ごすためには何といつても経済的な基盤をしっかりと持つことだと思います。

さて、農家で65歳以上の夫妻の平均的な家計費は年間300万円(農業経営統計調査)掛かると言われています。

一方収入を考えてみると国民年金を20歳から40年間加入して年間約80万円の二人分で160万円+農業をリタイヤし畠15haを反当り1万円で貸したとしますと150万円で収入合計310万円とギリギリの生活となってしまいます。もし、病気でも発症してしまったらどうしようもありません。

そこでお勧めしたいのは

「新農業者年金」です。



旧年金は確定給付年金(国民年金や厚生年金と同様に、現在、受給している方の年金を加入している方が払っている制度)で受給者3人の年金を加入者1人が背負うことになり破綻していましたが、新年金は確定拠出年金(自分が積み立てたものを果実と併せて将来自分が受け取ります)ですので安心して加入することができます。又、一定の要件をクリアすれば国の助成を受けることができる政策支援制度もありますので、詳しくは農民同盟か農業委員会までお問合せ願います。

編集後記

「沈黙は金成り」とも言う。「あの時話すのでは無かった。」と後悔もある。「黙れ、さもなくば沈黙に勝る言葉を口にせよ。」とピタゴラスは言った。又、ジョージ・ハーバートは「相応しい事を話すのだ。それが出来なければ黙ることだ。」今回の農委だよりは農家の方々が、日頃話題にしている品目横断にスポットを当て取り上げました。機会宜しく、農業委員会とのかかわりに関する研修会が開催されましたので一部掲載いたしました。届託のない皆さんのお意見も今回の農委だよりの一端から機会を見て話題にされることを期待します。

広報委員会 委員長 風間 進

委員 小川清一・富山和也・幕内由房・今野公司

農地転用には農業委員会等の許可が必要です!

転用とは?

農地に農業用施設や住宅等の建設、あるいは一時的に砂利や火山灰を採取し、農地を農地でなくすることをいいます。

また、許可を受けずに転用した場合には罰則もありますのでご注意ください。

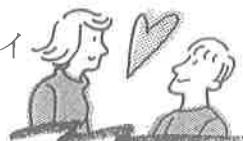
手続きについて

農業委員会に申請ください。他法令の関係上許可されない場合がある他許可までに3~4カ月の期間を要することもありますので、申請様式・添付書類等の関係も含めて、計画がありましたら早めにご相談ください!



カップリングパーティ

を開催しました!



十勝管内の独身女性と本別町内の農業青年とのカップリングパーティが、3月3日に開催されました。今回は冬期でもあるため、FMジャガ(十勝毎日新聞関連社)の協力を得て、久しぶりに帯広市で開催をしましたが、何人のかたが参加されるのか不安でいっぱいでしたが、男性8名と女性9名から応募があり楽しい1日となりました。参加された女性の平均年齢は26歳、男性は30歳で概ね同年代の男女が揃う内容となりました。実行委員会としては、参加された中から一組でも二組でも多くのカップルが出来ることを願うものです。これからも、このような出会いの場を提供していきたいと思っておりますので、皆様のご協力を宜しくお願いいたします。